

<名古屋市の国民健康保険の番号（8桁）の確認箇所>

令和6年度歳入 国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書

年度の期間にかかる国民健康保険料のお知らせです。

年度の期間にかかる保険料額を決定しましたのでお知らせします。

年 月 日

この通知書は、年 月 日現在で作成しています。

※表の見方

前回……………この通知書以前にお知らせした額です。
 今回……………この通知書によりお知らせする今回決定した額です。
 納付済額……………年 月 日までの納付分です。
 (特別徴収分については、納付済額に反映する時期が異なります。)

お問い合わせの際は、左記の番号(8桁の数字)をお伝え願います。

通知書の交付理由
 保険料の納付方法

国民健康保険は被保険者の保険料で運営され、保険料は、納期限までに納付してください。別紙の減免条件に該当するときは、申請による減免が

太枠(赤枠)内拡大

保険料の納付義務者
 国民健康保険では世帯を単位として保険料を算定し、保険料の納付は、国民健康保険の被保険者資格の有する被保険者の属する世帯の世帯主をお願いしています。

所得割額③	均等割額④	減額額⑤	※1 子ども・産前産後減額額⑥	減免額・独自控除額⑦	保険料額⑧※1 (③+④-⑤-⑥-⑦)	差引増減額(⑧-②)
円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円

※「特」と表示されている月は、その月の徴収方法が特別徴収(毎金天引き)であることを意味します。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前回	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円

納付月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前回	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円

令和7年4月以降の保険料額(予定)

円	円
---	---

※1 保険料額⑧は、医療分・支援金分・介護分のそれぞれについて、10円未満の端数を切り捨て、合算しています。

※2 裏面の「基礎となる所得額①※2」により算出した金額を被保険者全員で合算したものです。市外から転入した人の所得の申告が済んでいる人については、所得控わり次第、保険料の算定を行い、あらためて通知書を送ります。

※3 介護分は介護保険第2号被保険者(60～64歳の人)にかかります。

医療分	支援金分	介護分	基礎となる所得額①※2	所得割額③	均等割額④	減額額⑤	※1 子ども・産前産後減額額⑥	減免額・独自控除額⑦	保険料額⑧※1
前回	円	円	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前回	円	円	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前回	円	円	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円	円	円

1 被保険者氏名・保険料の計算対象となる月 (年度の期間にかかるものです。)

被保険者氏名	年度の期間にかかる月											
※当該年度の保険料が1か月以上かかっている人	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

3 暫定課税
 4月と5月の保険料額は前年度の年間保険料額を前年度の加入月数で割った金額(100円未満は切り捨て)です。(詳しくは裏面の「暫定課税と本算定」をご覧ください。)

4 最高限度額 (年度)
 保険料には最高限度額が定められており、1年間の保険料は次の金額が上限です。
 医療分限度額 円
 支援金分限度額 円
 介護分限度額 円

5 納期限
 各月の末日(12月においては、翌年の1月4日。ただし、これらの日が休日等(土、日曜日または祝日等)のときは次の休日等でない日。)

6 納入場所 (納付書にてお支払いいただく場合)
 銀行などの金融機関、区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア
 ※この通知書ではお支払いできません。

7 歳入科目
 (24)(25) (26) (27) (28) (29)
 国民健康保険 国民健康保険収入 保険料 国民健康保険料 世帯単位分

2 保険料額の計算方法 (①～⑧はそれぞれ右面の表に対応しています。)

保険料額⑧=所得割額③+均等割額④-減額額⑤-子ども・産前産後減額額⑥-減免額・独自控除額⑦

所得割額③=基礎となる所得額①(被保険者全員分を合算)×税率
 ※1 税率 医療分 支援金分 (年度)
 ※2 年間保険料額が最高限度額の場合は、所得割額③=保険料額⑧-均等割額④

均等割額④=1人当たり均等割額×被保険者数①
 ※1人当たり均等割額(年度) 医療分 円 支援金分 円
 (年度) 介護分 円

減額額⑤、子ども・産前産後減額額⑥、減免額・独自控除額⑦については別紙をご覧ください。
 年度の途中に被保険者数などの異動があった世帯は、加入月数に応じて保険料を計算します。

こちらをご確認ください。